

1 学校規模適正化の基本的な考え方

(1) これまでの経緯

宮古島市教育委員会は、平成 23 年 3 月宮古島市学校規模適正化検討委員会より答申を受け、同年 8 月に基本方針を決定した。方針の発表後に適正化の対象となる 12 地区で説明会を開催した。説明会では、地域住民・保護者の皆様から貴重な意見、要望等があり、また宮古島市議会の場で多くの議員から質疑が寄せられた。教育委員会では、これらの意見・要望・質疑等を参酌し、改めて学校規模適正化へのたたき台案を策定し、再度対象地区への説明と意見交換を行ってきたところである。

教育委員会では、基本方針を踏まえながら地域や議会での意見・要望等を参酌し、これまでの経過を総合的に勘案し、平成 25 年 4 月に学校規模適正化の基本的な考え方を見直したところである。

見直し後、平成 26 年 5 月に「伊良部島の新しい学校をつくる会（会長:長浜国博）」から伊良部地区における学校規模適正化にかかる要請がなされたため、教育委員会では伊良部地区での説明会を開催し、地域の意見や要望等を参酌し、伊良部地区における学校規模適正化の基本方針の見直しを行うものである。

(2) 学校規模適正化の基本的な考え方

適正化の推進にあたっては、委員会の基本方針に沿って、対処していくことを基本とし、その上で複式学級の解消は喫緊の課題ではあるが、中学校の規模適正化を先行させ、一部小学校については早期の解消を図っていくこととする。一部小学校の定義については新たに校舎等を建設する必要性がないことや、児童・保護者に比較的通学負担が少ないことが条件として挙げられる。

旧 5 市町村が合併して宮古島市が誕生したものの、過小規模校・小規模校が大きな割合を占めている。児童・生徒の教育環境・教育条件をより良いものに改善し、クラス替えのできる複数学級を基本とし、1 学級 25 人から 30 人の児童・生徒で構成される学校規模を確立できるように適正化を進めていくものとする。児童生徒の力・教職員の力・保護者の力・教育予算を効果的

・効率的に束ね、「学校力」を高め、児童・生徒の生きる力を育てる教育行政を推進する。

池間地区については、北部地区全体での統合を議論してきたところであるが、統合しても過小規模・小規模校としての課題が依然として残ること等に鑑み、当面の措置として幼小中併置校とする。

(3) 新しい学校規模適正化に向けて

教育委員会は、これまでの経緯を踏まえ議論を重ね新しい学校規模適正化の具体的な計画を次のとおり決定する。

- ① 宮原小学校を鏡原小学校へ平成 27 年度までに統合する。
- ② 佐良浜小学校・伊良部小学校・佐良浜中学校・伊良部中学校の 4 校を平成 29 年度をめどに 1 校に統合する。(新設)
新設校は、小中一貫校とする。
幼稚園においては預かり保育を実施する。
- ③ 福嶺中学校、城辺中学校、西城中学校、砂川中学校を平成 33 年度までに 1 校に統合する。(新設)
- ④ 来間小学校・下地小学校については、中学校の結果を見守り統合の時期について速やかに決定する。
- ⑤ 福嶺小学校、城辺小学校、西城小学校、砂川小学校については、児童数の推移や中学校の結果を見守り、統合の時期について速やかに決定する。
- ⑥ 北部地区中学校（池間・狩俣・西辺）、小学校（池間・狩俣・宮島・西辺）については、統合に関する課題（※）の整理がつき次第、統合の時期や方法について速やかに決定する。

※ 統合に関する課題とは、統合しても小規模校・過小規模校としての課題が依然として残ること・統合対象地域が広範であり、通学負担が他地区と比して大きいこと・拙速な統合をすると更なる統合の話が出てきかねないということ等。